

トレーニング等実施契約書

THDC 合同会社（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して行う、トレーニング等の実施に関し、次のとおりトレーニング等の実施（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、別紙で定められたトレーニング等を行うものとする。

第2条（実施の内容）

別紙のとおりとする。

第3条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、トレーニング等の実施の対価として、初月のみ教材費として 20,000 円（消費税及び地方消費税を含む）、月額 8,800 円（消費税及び地方消費税を含む）を支払うものとし、クレジットカードを利用する方法によって支払う。
- 2 乙は、甲に対し、理由の如何を問わず、既払い金の返還を求めることができない。
- 3 本件トレーニング等の実施の遂行に関し、別紙に記載されていない事項を、甲が行う場合は、事前に乙から書面による承諾を得るものとし、それによる報酬は、別途、協議の上定める

第4条（期間、解約事務手数料）

- 1 本件トレーニング等の契約日より、半年以内の解約の際には解約事務手数料として 15,000 円を乙が甲に対して支払うものとする。
- 2 前項の期間満了以前に目標を達する等、本件トレーニング等の終了することが適切であると甲が判断するに至った場合は、乙から書面による承諾を得て、その時点で本件トレーニング等を終了することができる。
- 3 前項の場合であっても、残存期間による第3条1項の代金の精算は行わない。

第5条（本件トレーニング等に関する同意）

乙は、本件トレーニング等が医療行為・治療行為ではないこと、及び、甲が別途説明した、本件トレーニング等についての「説明確認書」の内容を十分に理解し、本件トレーニング等の効果を得るため、あるいは効果の上げるためには、本件トレーニング等において指導される事項について、乙の日常生活における取組みが不可欠であることを十分に理解し、本件トレーニング等の実施契約が締結されるものであることを確認する。

第6条（著作権等）

乙は、本件トレーニング等で用いられる文書、指導内容等、指導説明等の著作財産権及び著作者人格権（以下「著作権等」という。）が甲に属することを確認し、乙は無断で複製、販売、使用、および転売行為を行ってはならない。

第7条（解除，及び損害賠償）

- 1 甲及び乙は，甲または乙のいずれかが本契約に違反した場合，本契約を，将来に向かって解除することができる。
- 2 乙において，甲の本件トレーニング等を妨害する行為，その甲の従業員等の業務を妨害する行為等が発生した場合も，前項と同様とする。
- 3 第1項，及び第2項の場合において，その相手方に損害を与えた場合，本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負う。但し，当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害については，この限りではない。

第8条（免責）

甲は，乙に対して，本件トレーニング等が結果の保証をするものではなく，また，甲に故意又は重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。

第9条（信義則）

甲及び乙は，本契約の解釈につき疑義が生じた場合，または本契約に定めのない事項が生じた場合には，お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については，その訴額に応じ，名古屋地方裁判所豊橋支部または豊橋簡易裁判所の専属管轄とする。

以上，本契約の成立を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

愛知県豊橋市高師本郷町字東上24番地6

甲 THDC 合同会社

上記代表者代表社員 田中麻衣（堀尾麻衣）



乙

（上記乙 法定代理人親権者）

本件トレーニング等

SHISEIBOX の教材を視聴、使用し甲が遠隔にて行う助言を元に、乙が自宅にて毎日トレーニングを行う。
月 1 回、歯科医院へ来院し姿勢の評価を受けるための写真と動画の撮影を行う。

1 自宅で行うトレーニング等の内容

- (1) MFT トレーニング
- (2) 理学療法士監修の身体トレーニング
- (3) 歯科医院から提示されたもの。但し、必要な時のみに限る

2 運動等における現状の改善について

- (1) 写真撮影による、身体の分析（1ヶ月に1回）
- (2) 乙が自宅でトレーニングを行う

本件トレーニング等の実施についての説明確認書

私は、今回、THDC 合同会社の本件トレーニング等を受けるに当たって、次の点につき、説明を受け、十分理解し、以下の□に✓を打ちました。

- 実施を予定しているトレーニング等
- MFT トレーニング、運動等の実施
- また、その他の事項についても、指導に従った課題をこなすことが、効果を上げるために必要であることも、十分に説明を受け、理解しました。
- 本件トレーニング等が治療を目的とするものではなく、治療効果を約束するものではないこと。

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(上記法定代理人親権者)